

令和7年度 中核機能強化（事業所）加算における地域の障害児に対する支援体制の状況及び
中核機能としての体制の確保に関する取組の実施状況

| 事業所（児童発達支援センター） | 旭川子ども発達支援センター たいよう (NPO法人地域生活支援ネットワークきらり) 中核機能強化加算Ⅰ | 永山こども発達支援センターほの (有限会社 どれみ) 中核機能強化加算Ⅱ |
|-----------------|---|--|
|-----------------|---|--|

1 基本要件

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>【項目1】 市町村及び地域の関係機関との連携体制の確保について</p> | <p>○自立支援協議会こども部会に所属し、旭川市内の発達支援センター、発達支援事業所、医療的ケア児等への支援について確認しながら当センターでの支援に生かし、必要に応じて連携をとる。 ○発達支援センター会議に参加し、発達支援センターとしての役割について意見を交わしながら連携を深めている。</p> | <p>旭川市自立支援協議会（こども部会）に参画し、地域の障害児支援に関する課題共有や支援体制の検討、決定、研修会の開催等に継続的に関わっている。また、旭川市、医療機関、保育所・認定こども園、学校、他の障害児通所支援事業所等と連携し、個別ケースを通じた情報共有や支援調整を行っている。</p> | |
| <p>【項目2】 幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制の確保について</p> | <p>○初めに「愛着形成」の取り組みを行う。可能であれば、母子通園を行い、子育てを支え、保護者との共通理解を深める。 ○個別指導では、ST・OT・PT・心理士らによる支援を行う。個別指導時には、専門職から保護者へ、家庭での関わりについてのアドバイスがある。 ○茶話会・専門職による学習会・ペアレントトレーニング等を行っている。</p> | <p>乳幼児期から学齢期までの幅広い発達段階及び、発達障害、知的障害、肢体不自由等の多様な障害特性に応じた支援を行うため、保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等の多職種によるチーム体制を構築している。 個別支援計画の作成・見直しにあたっては、多職種での協議を行い、専門的視点に基づく発達支援及び家族支援を提供している。 また、従業者に対して発達支援や家族支援に関する研修受講の機会を確保し、専門性の維持・向上に努めている。</p> | |
| <p>【項目3】 地域の障害児通所支援事業所との連携体制、インクルージョンの推進体制、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能と体制の確保について</p> | <p>I 地域の障害児通所支援事業所との連携体制 II インクルージョン推進のための体制 III 早期の相談支援を行うための体制</p> | <p>I-1.年に2回の研修会を行い、通所事業所・保育所・幼稚園等への参加を呼びかけている。 I-2.研修会が情報共有の場となりつつある。 I-3.地域の障害児通所支援事業とは、相談室を通して頻りに連携や会議を行い、必要に応じて助言・援助を行っている。 II 保育所等訪問支援を行っている。 どんなに障害が重くても、訪問支援を行いながら保育所等への通園を勧め、地域生活の支援をしていく。 1.障害児相談支援を行っている。また、相談支援専門員を配置し旭川市から委託を受けている。 2.旭川市から委託を受け、相談室だけではなく、早期の発達相談を専門職が対応して行なっている。</p> | <p>I 地域の障害児通所支援事業所を対象とした研修会や情報交換の機会を設け、支援の質の向上や人材育成に寄与している。 また、必要に応じて他事業所からの相談に応じ、支援方法や支援計画に関する助言・スーパーバイズを行っている。（年間：延べ80件ほど） II 保育所等訪問支援の指定を受け、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校等を訪問し、集団生活における支援方法や環境調整について助言・支援を行うことで、地域におけるインクルージョンの推進に取り組んでいる。 III 発達に関する初期相談の受け皿として、保護者や関係機関からの相談に応じ、必要に応じて医療機関や障害児相談支援事業所等と連携し、早期から適切な支援につながる体制を整えている。</p> |
| <p>【項目4】 地域の障害児支援体制の状況及び基本要件に関する取組状況の公表（年に1回以上）</p> | <p>本書により公表</p> | <p>本書により公表</p> | |
| <p>【項目5】 第三者評価等、外部の評価機関による外部評価の受審</p> | <p>○北海道教育大学旭川校 准教授 蔦森英史氏より第三者評価を受けた。 (受信日：2026年 2月 25日)</p> | <p>第三者評価による評価を受審している。 ※受審令和8年3月6日</p> | |
| <p>【項目6】 従業者に対する年間の研修計画を作成及び当該計画に基づく研修の実施（1年に1回以上）</p> | <p>全従業者を対象とした研修計画を策定しており、計画に基づき発達支援に関する研修を4回実施した。</p> | <p>全従業者を対象とした年間研修計画を作成し、発達支援、家族支援、虐待防止、身体拘束適正化、感染症対策等に関する研修を計画的に実施している。</p> | |

2 体制要件

| | | |
|--|---|---|
| <p>基本要件の2及び3の取組を進める上で中心となる者を配置できる体制の確保</p> <p>(中核機能強化加算Ⅰ～Ⅲ共通)</p> <p>以下の職種に該当する者であって、障害児通所支援又は障害児入所支援、若しくは障害児相談支援に5年以上従事した経験のある者を、児童発達支援給付費の算定に必要な人員に加えて1以上配置(常勤専任による配置)できる場合(Ⅰ、Ⅱの場合は、主として包括的な支援の推進と地域支援を行う者、主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者、それぞれで1以上配置)。</p> <p>※ 経験年数は、資格取得後から当該支援に従事した経験年数とする。</p> <p>【対象となる職種】</p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員(中核機能強化加算Ⅰのみ)</p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士及び児童指導員を全て配置すること。ただし、当該配置にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士及び児童指導員については、3年以上障害児通所支援又は障害児入所支援の業務に従事した経験を有する者を配置する必要があること。なお、経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする。 ・基準人員、児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算により加配した人員、上記Ⅰ～Ⅲ共通の人員でも可能とする。 ・配置すべき者に係る職種のうち2職種までは常勤・常勤換算ではない配置によることも可能であること(例：同一法人内の他の施設に勤務する専門職の活用等により2職種を有する者(理学療法士・作業療法士1名ずつ)を自事業所に勤務させる体制を確保する等)。 ・同一者が複数の職種を有している場合には、2職種までに限り評価を可能とする。 | <p>○職員の採用にあたっては、資格証明書・実務経験証明書、支援の経験年数等を確認している。</p> <p>また、在籍職員については、職務に関する資格取得を促し、スクーリング等に関する休暇は、特別休暇として10日間認めると共に、合格した際は受験料を支給し、資格手当を毎月支給する。</p> <p>【対象となる職種】</p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、社会福祉士、介護福祉士</p> | <p>中核機能強化加算の要件に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、保育士、児童指導員等のうち、障害児通所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者を、児童発達支援給付費の算定に必要な人員に加えて配置している。</p> <p>職員の採用時には、資格証明書及び実務経験証明書等により経験年数を確認している。</p> <p>また、在籍職員についても、年度当初に資格及び実務経験年数の確認を行い、中核機能を担う人材の配置状況を継続的に把握している。</p> |
|--|---|---|